

浜田市立地適正化計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、浜田市立地適正化計画策定支援業務（以下「本業務」という。）について、本市のまちづくりの方向性や地域特性を踏まえ、高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有し、最も優れた企画提案を行った事業者を受託候補者に選定するため、公募型プロポーザルの実施に関する必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

浜田市立地適正化計画策定支援業務

(2) 業務内容

「浜田市立地適正化計画策定支援業務仕様書」のとおり

※ 提案の内容や予算の都合により、仕様書の内容を変更する必要がある場合は、市と受託候補者による協議の上、変更になる場合がある。

(3) 履行期間

令和 7 年度業務：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

本業務は 3 か年を予定しており、令和 8 年度以降の業務は、令和 7 年度業務の受託者と随意契約する。

(4) 見積限度額

令和 7 年度分：13,896,300 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 浜田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 浜田市入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント」のうち、「都市計画及び地方計画部門」に登録されており、営業所等が島根県内にあること。
- (4) 令和２年度以降において、地方自治体が発注した次の業務履行実績を有すること。
- ・防災指針を位置づけた立地適正化計画策定業務又は改定業務
- (5) 配置予定技術者については、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、次の要件を満たすこと。
- ア 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。
- イ 担当技術者の資格は問わないが、計画図書に基づき適正に業務を実施できる者とし、照査技術者を兼ねることができない。

4 スケジュール

内容	期日
公告、実施要領の配布開始	令和７年５月３０日（金）
質問書提出期限（随時回答）	令和７年６月１８日（水）
参加表明書提出期限	令和７年６月２３日（月）
参加資格確認結果通知、提案書提出依頼	令和７年６月２６日（木）
提案書提出期限	令和７年７月１５日（火）
審査会（プレゼンテーション）※	令和７年７月下旬
選定結果通知	令和７年８月上旬

※ スケジュールについては、変更する場合がある。

※ 企画提案者が多数の場合書類選考を実施し、プレゼンテーション実施業者の数を制限することがある。

5 実施要領の配布

この実施要領は、次のとおり配布する。

(1) 配布期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）～令和 7 年 6 月 18 日（水）

(2) 配布方法

市ホームページからダウンロードすることにより配布する。

6 質問及び回答

仕様書等に対して質問がある場合は、次により質問書（様式第 2 号）を提出できる。

(1) 提出方法

持参又は事前に電話連絡の上、郵送又は電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時まで（必着）

(3) 送信先

「13 担当部署」と同じ

(4) 回答

質問者に対して随時回答する。また、市ホームページで質問及び回答を公表する。（質問者名は非公表）

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類（証明書類は写しを可とする。）

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要書（様式第 3 号）

ウ 関連業務の実績（様式第 4 号）

エ 技術者の資格・業務実績調書

（様式第 5-1 号、第 5-2 号、第 5-3 号）

(2) 提出場所・方法

建設企画課に持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出する。ただし、郵送については提出期限までに到着したものに限る。

※ 持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時ま

で（土日祝日を除く。）とする。

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時まで（必着）

8 参加資格結果通知

参加資格の有無について、参加表明書提出者に対し通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格を有すると認められる者については、提案書提出依頼書を送付する。次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 企画提案概要書（任意提出）

エ 令和 7 年度業務の内訳を含む見積書（任意様式）

オ 業務体制・業務工程表（任意様式）

(2) 企画提案書の記載項目

企画提案書の作成にあたっては、別紙仕様書を参考とし、審査評価基準表のうち、「業務提案内容」の評価項目について提案すること。あわせて、次の内容についても考慮すること。

「本市の地域特性や施策を踏まえたまちづくり方針」

山陰自動車道の令和 7 年度開通を踏まえた、人と物が集まる魅力的な都市環境の整備を進めるとともに、中心市街地の商業、交通、医療、文化等の機能を強化し、島根県西部の発展に貢献する都市づくりを進めている。

また、人口減少や少子高齢化対策に取り組み、市内の各拠点への都市機能や人口の集約を図るとともに、拠点間をつなぐ公共交通ネットワークの整備等により連携を強化し、将来にわたり持続可能な都市づくりを推進する。

あわせて、高齢者や障がい者をはじめ、子育て世代や子ども等、誰もが安全に安心して暮らせる都市を目指す。

このような本市の地域特性や施策を踏まえた提案とすること。

(3) 様式

様式はA4判（縦・横を問わない。）とする。なお、書式・書体は自由形式とし、総ページ数は15枚以内（表紙は枚数に含めない。）とする。（両面印刷不可）

また、企画提案書とは別に、企画提案書の内容を簡潔にまとめた概要書を作成してもよい。なお、書式・書体は自由形式とし、A3判（縦・横を問わない。）1枚でまとめること。（両面印刷不可）

(4) 留意事項

ア 提出された企画提案書の内容の変更及び追加は、市が補正を求めた場合を除いて、原則として認めない。

イ 提出する企画提案書は、各参加者1提案とする。

ウ 提出する企画提案書については、提出者が特定可能な内容（会社名、ロゴマーク等）を記入しないこと。

(5) 提出部数

各10部…原本1部、副本9部

(6) 提出場所・方法

建設企画課に持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出する。ただし、郵送については提出期限までに到着したものに限る。

※ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）とする。

(7) 提出期限

令和7年7月15日（火）午後5時まで（必着）

10 プレゼンテーションの実施について

(1) 選定方法

「浜田市立地適正化計画策定支援業務プロポーザル選定審査会（以下「審査会」という。）」において定められた評価項目により評価を行う。

企画提案書提出業者が多数の場合は、提出された企画提案書等について、評価項目に基づき書類選考を実施し、プレゼンテーション実施事業者の数を制限することがある。なお、書類選考を实

施した場合は、申込を行った全ての事業者に対し、文書でその旨を連絡する。ただし、選考結果についての異議申立ては受け付けない。

(2) 日程

令和 7 年 7 月下旬

(3) 時間及び会場

別途通知する。

(4) プレゼンテーションの実施方法

ア プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書を用いて行い、発表時間は各参加者につき 30 分程度（提案説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度）とする。なお、企画提案書の当日の差替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、モニター、HDMI ケーブル及びホワイトボードを備えているが、その他必要なもの（パソコン等）がある場合は、提案者自身で準備をすること。

(5) 審査結果

本プロポーザルの審査は、審査会において評価基準の評価項目により評価を行う。ただし、最高得点者が 2 者以上いる場合は、審査会で協議のうえ、順位を決定する。

なお、本プロポーザルの参加者が 1 者の場合は、得点の総計を踏まえ、審査会で適否を判断するものとする。

(6) 評価及び結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書で通知する。また、選定結果については市ホームページで公表する。評価結果についての異議申立ては受け付けない。

11 失格要件

次の事項に該当した場合、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不相当と認められた場合

12 その他

- (1) 提出された書類は返還しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (3) 提出期限後の質問及び書類の追加及び修正には原則応じない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (5) 審査の結果は、受託候補者として特定しただけであり、契約手続の完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (6) 参加表明書の提出以降、辞退する場合は速やかに辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (7) 提出された企画提案書等は、浜田市情報公開条例（平成17年浜田市条例第20号）の規定に基づく開示請求があった場合は、開示することがある。

13 担当部署

浜田市 都市建設部 建設企画課

担当：都市計画係（清本・佐々田）

〒697-8501 島根県浜田市殿町1

電話番号：0855-25-9601

E-Mail:kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp